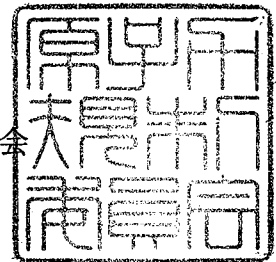


原規規発第 1810241 号

平成30年10月24日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立大学法人東京大学 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子
炉施設の原子炉設置変更承認に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年9月3日付け東大安環第76号をもって国立大学法人東京大学 学長 五神 真から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

国立大学法人東京大学 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設の原子炉設置変更承認申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について

平成30年9月3日付け東大安環第76号をもって、国立大学法人東京大学 学長 五神 真から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき提出された原子炉設置変更承認申請書（使用済燃料の処分の方法の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項1号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料（濃縮ウラン燃料）については、米国エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡すものであること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。